

# 完了検査申請の手続について

## 完了検査申請の提出書類について

法第7条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査の申請書は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えてください。

1. 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合を除く）
2. 法第7条の5の検査の特例の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時（RC造の基礎の場合に限る）の工事写真
3. 都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあっては認定書の写し
4. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される場合にあっては、同法第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類
5. 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について施行規則第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類
6. 令第114条第1項の適用を受ける建築物（界壁が法第6条の4第1項第二号に該当するものを除く）にあっては、界壁の工程写真（※令和3年7月1日より適用）
  - ①小屋（天井）裏に界壁が達していることが確認できるもの（強化天井を用いた仕様を除く）
  - ②界壁及び取り合い部の仕様が確認できるもの（強化天井を用いた仕様については天井の仕様が確認できるもの共）
  - ③界壁又は強化天井を管が貫通する場合においては、当該管と界壁又は強化天井との取り合い部の仕様が確認できるもの

### 【留意事項】

- ・各階で1か所以上、①～③の工事写真を提出してください。
  - ・PB等の二重張りであれば、二重張りの状況が確認できる写真が必要です。（1枚目の上に2枚目を張っている途中の写真等）
  - ・取り合い部については隙間を埋めていることが確認できる写真以外に、隙間を埋めている材料等の仕様が確認できる資料を求める場合があります。なお、特定防火設備や管自体の仕様についても同様です。
7. 委任状（自署以外にあっては原則押印をしてください。）又はその写し

## 完了検査の方法について

完了検査に関する指針（国土交通省告示第835号）により、完了検査の方法や最新の確認に要した図書との不一致が認められる場合等の措置が定められました。

### 1. 設計変更内容を確認

直前の確認を受けた日以降に設計変更がある場合は、その内容が軽微な変更か計画変更確認申請が必要な変更かを確認しますので完了検査申請前に必ず都市計画課建築審査室まで相談してください。

軽微な変更の場合は、最新の確認審査を要した図書に軽微な変更の内容を追加します。

計画変更確認申請が必要な場合は、申請手続きが終了してから完了検査を行います。

なお、計画変更の判断基準は原則として施行規則第3条の2で規定する軽微な変更に該当しない場合とします。

### 2. 完了検査時に設計変更が判明した場合

軽微な変更該当する変更の場合は変更後の図面や資料を提出していただきます。

軽微な変更該当しない変更の場合は、変更内容が法適合であれば必要な計画変更確認申請の手続きを行っていただきます。その後、再検査を行う場合、完了検査の再申請が必要となることがあります。変更内容が建築基準関係規定に適合しないと判断した場合は「検査済証を交付できない旨の通知書」（期限、理由なし）を交付し、是正指導を行います。

現地で工事監理の状況を把握するため、工事監理者の立会いをお願いします。

### ※ 完了検査時に多い不備事例

- ・ 換気経路の開き戸にアンダーカットを設ける場合、高さが1cm程度確保されていない。  
（『改正建築基準法に対応した 木造住宅のシックハウス対策マニュアル — 建築基準法・住宅性能表示制度の解説及び設計施工マニュアル—』146頁参照）
- ・ 排気機の機種が変更してあり、排気量及び換気回数の検査ができない。
- ・ 平面計画の変更がある。
- ・ 建築物の配置の変更がある。

### ※ 完了検査を円滑に進めていくために以下の点にご協力ください。

下記の記載例のように完了検査申請書の第四面の設備の欄に24時間換気の換気設備の品番および換気量、開き戸の通気の状態を記入してください。

確認申請時から換気設備の変更があれば、完了検査申請前に実際に設置した換気設備の

風量がわかる資料（カタログ等）と換気回数の計算書を提出してください。

完了検査申請書 第四面 記載例

略	略	略	略	略	略	略
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施行状況（区画貫通部の処理状況を含む。）	居室等の機械換気設備（第3種） 換気経路	<u>排気機の位置及び性能（品番）</u> <u>トイレ：55 m<sup>3</sup>/h (FY-08PD7D)</u> <u>洗面所：55 m<sup>3</sup>/h (FY-08PD7D)</u> <u>開き戸の通気の状態（アンダーカット（1cm程度））</u>	換気量計算書・平面図	無	納品書及び機器容量確認及び目視	適合
備考	住宅用火災警報器	火災警報器の位置 寝室、階段 4ヶ所	平面図	無	受入時の製品の確認	適合

【問い合わせ先】

桑名市役所 都市創造部 都市計画課 建築審査室

TEL：0594-24-1218

FAX：0594-24-3287